

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び
審議における共通的な視点等
(環境統計及び観光統計に関する分野 (抜粋))

- 環境に関する統計の段階的な整備……………1～2
- 観光に関する統計の整備……………3

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (5) 環境に関する統計の段階的な整備

【本文】	【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書)
ア 現状・課題等 地球環境問題は、我が国のみならず世界的な最重要課題である。近年の地球温暖化の進行に伴う異常気象の増加との関係を含め、気候変動は国民的重要関心事となるなど、内外の様々な環境問題に対する国民の関心は高まってきている。こうした状況の下、環境に関する統計の整備が喫緊の課題となっている。	イ 取組の方向性 環境に関する統計については、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存の関連分野の統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などに取り組む。特に重要と考えられる温室効果ガス問題については、経済活動に伴う化石エネルギー消費から発生する二酸化炭素排出量の推計とその要因分析が最も重要な分野であり、産業部門、業務部門、家計部門及び運輸部門の二酸化炭素排出量を的確に把握する統計の整備を図る。
○「実施済(一部実施済のものを含む)と自己評価された3項目のうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である。 ○上記以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。	

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
81 (p34)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2013年3月に「気候変動の観測・予測及び影響評価総合レポート 日本の気候変動とその影響」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。	継続実施	統合レポートの内容を踏まえ、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を引き続き行っていく予定。	【事務局コメント】 ○現行計画に掲げられた所期の目的は、おおむね達成しており、今後も継続的に実施することとしていることから、公的統計の整備としての更なる取組を図るべき項目ではないと考える。
82 (p34)		○ 関係府省と協力して、この数年以内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。		○ 平成25年2月に温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見も踏まえ、算定方法の精緻化を図った(平成25年4月に、精緻化された算定方法によって算定された平成23年度温室効果ガス排出量を公表し、気候変動枠組条約事務局にも提出)。 また、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計の整備のため、平成24年7月に総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査」を開始した(平成25年9月まで調査を実施し、その後成果をとりまとめ、公表する予定)。同調査の進め方等については、専門家からなる検討会を開催する等、平成28年度の統計調査の本格実施に向けた準備を進めた。 ○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関し、関係府省と協力して情報収集を行い、「気候変動の観測・予測及び影響評価総合レポート 日本の気候変動とその影響」として公開した。	継続実施(一部)及び実施可能(一部)	家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施に向けて継続的に試験調査や検討を行う予定。	【事務局コメント】 ○家庭からの二酸化炭素排出実態の把握については、現在統計調査の本格実施に向けて取り組んでいることから、現在の取組を的確に実施することが必要であると考えられ、次期計画に向けた検討が必要。
83 (p34)		○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成24年3月に結果を公表した。			【事務局コメント】 ○昨年度の審議で実施済は妥当との結論。
84 (p34)		○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。		○ 新エネルギーなど再生可能エネルギーに関する統計を整備する際のスキームについて検討した。 具体的には、統計に必要な事業情報の効率的な収集を可能とするため、電気事業者等に義務付けられている報告内容の改善についての検討や、平成24年7月に開始した固定価格買取制度に基づき収集するデータの精査を行った。【資源エネルギー庁】	実施予定	引き続き、再生可能エネルギーの導入量の推計方法の検討を行い、統計の整備の在り方や手法について、その必要性を確認の上、平成25年度末までに結論が出せるよう検討する。【資源エネルギー庁】	【事務局コメント】 ○再生エネルギーについては、固定価格買取制度等による業務統計で対応することより、一定の状況把握が行われるように検討されていることから、課題については実施したものと考える。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
85 (p34)		○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。		○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ早期化を図っているところ。24年度は例年よりもエネルギー需給バランスの確認に時間を要したものの、前年度と比較して早期化が図れた。【資源エネルギー庁】 ○ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う、放射性物質汚染による出荷制限等の影響による茨城県及び栃木県における調査票の回収が遅延したため、平成24年度は、前年度と同日(10月3日)の公表であった。【林野庁】	継続実施	—	【事務局コメント】 ○継続的な取組として実施され、今後も早期公表に努めるとしており、更なる取組の発展はない。
86 (p34)		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。	実施済(一部)及び継続実施(一部)	—	【事務局コメント】 ○継続的な取組として検討されているが、結論は得られていないため、更なる取組の発展・充実が必要。
87 (p36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。		○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)作成要領に従って、試行版である平成17年版環境IOの作成に着手した。統合大分類レベルの環境フロー表及び取引基本表における処理部門を作成し、課題を抽出した。	実施予定	基本分類レベルの環境フロー表の作成及び取引基本表の部門の細分化に取り組む。	【事務局コメント】 ○今期の目標は達成される見込みだが、課題の実現に向けて、次期計画において更なる取組の発展・充実が必要。
88 (p36)	(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。		○ 「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のため、環境統計のデータフォーマット変換手順等を整理した。	実施予定	今後も整備について検討を行う。	【事務局コメント】 ○平成25年度中に一定の成果が見込まれており、更なる取組の発展はない。

【別紙(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
192 (p82)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。		○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。 今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。	実施可能	エネルギー消費統計調査については、「エネルギー消費統計検討会」で明らかとなった諸課題について、各種データによる検証等を行い、総合エネルギー統計への組み込みに向けたデータの精緻化を行う。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理についても、引き続き検討する。	【事務局コメント】 ○総合エネルギー統計への組み込みに向けて、検討により明らかとなった諸課題の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化が必要。

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (6) 観光に関する統計の整備

<p>【本文】</p> <p>ア 現状・課題等</p> <p>観光に関する統計は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)に示された「観光立国の推進」を実行していくためにも重要な統計である。「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)においては、平成22年までに観光に関する統計を整備することとされている。</p> <p>また、国際連合統計委員会において、「観光統計に関する国際勧告2008」が採択されるなど、国際的な視点からみても、観光統計の適切な作成、整備が求められている。しかしながら、観光に関する統計は、官民の各主体が様々な目的で作成していることから、断片的であり、総合的に利用する上で多くの課題がある。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>主要な観光統計である旅行・観光消費動向調査、宿泊旅行統計調査等の充実を図るとともに、都道府県観光統計の統一基準を作成する。</p> <p>また、国際比較が可能となるような形で観光統計を作成する観点から、93SNAにおいて導入されている観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。</p>	<p>【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書)</p> <p>○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、地方公共団体が採用可能な共通基準の策定等に取り組んでいる。「実施済」と自己評価されたものは3項目であり、いずれも特段の問題は見られず妥当なものと評価できる。</p>
---	---	--

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
89 (p36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人→2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 ○ 施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。			
90 (p36)		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。			
91 (p36)		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。			○ 旅行・観光サテライト勘定(TSA)の精度向上 【事務局コメント】 ○ 平成23年4月に公表を行ったことから、昨年度の審議で実施済は妥当との結論。次期計画においては、精度向上等更なる改善の取組となる。

【別紙(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
195 (p84)	別紙3 将来の基幹統計化について検討する統計	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。		○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。 「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業員10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の、改善・充実を図ってきたところである。 平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。平成25年度にも引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査・層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査・精度設計の変更の必要性等)があり、両統計について更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないと結論となった。	実施可能	両調査について、現時点では基幹統計化の見通しがたっていないため、まずは両調査の利活用状況を踏まえた更なる改善・充実に取り組む。	【事務局コメント】 ○引き続き宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査の利活用状況を踏まえた更なる改善・充実が必要。

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容